

◆◆◆ 研究所10年間の取り組み・出来事 ◆◆◆

湖沼水質保全への取り組みの10年

長野県内には多くの天然湖沼があり、1 ha以上の面積の湖数は39と、全国第3位です。湖沼は地域の人々の生活や各種の産業を支え、また歴史や文化を発展させてきた大切な存在です。その中で、重点的に水質保全に取り組んできた指定湖沼（“湖沼法”に基づく）が2つ、それは南信の諏訪湖と北信の野尻湖です。

それまでの水質改善効果が十分とは言えない状況の中、H17年に“湖沼法”が見直されました。流入する汚濁負荷の一層の削減のための流出水対策地区の指定や自然浄化機能を活用するため、湖辺の自然環境を保護することなどに重点を置くものです。当所では、集水域での流出汚濁に関する調査を実施して、諏訪湖や野尻湖への流入負荷、特に山林や農地などの非特定汚

染源からの流入実態を明らかにしてきました。それらの結果は県の湖沼水質保全計画の策定に活かされてきました。また、かつての水草制御のためのソウギョ放流により水生植物が失われた野尻湖では、消滅した水草帯の復元を目指した取り組みをしてきましたが、自然状態での水草帯の復元は未だ道半ばの状況です。他方、諏訪湖は水質改善が進んできていることで注目されていますが、ヒシの異常繁茂、底層の貧酸素水塊などの課題も浮上してきています。

将来の湖沼水質改善を目指すためには、長期的な視点での取り組みが必要とされます。

“湖沼法”： 湖沼水質保全特別措置法（昭和59年制定）

（水・土壤環境部）

大気環境は越境汚染対策が必要に

光化学オキシダントは、工場や自動車の排出ガスなどと日光が反応して発生し、目や喉に刺激を与える大気汚染物質です。昭和45年頃は、関東地域で健康被害が発生するようなひどい状況でしたが、排ガス規制などの対策によって大幅に改善されました。ところが平成になった頃から徐々に上昇しはじめ、その後全国各地で高濃度事例が発生するようになりました。

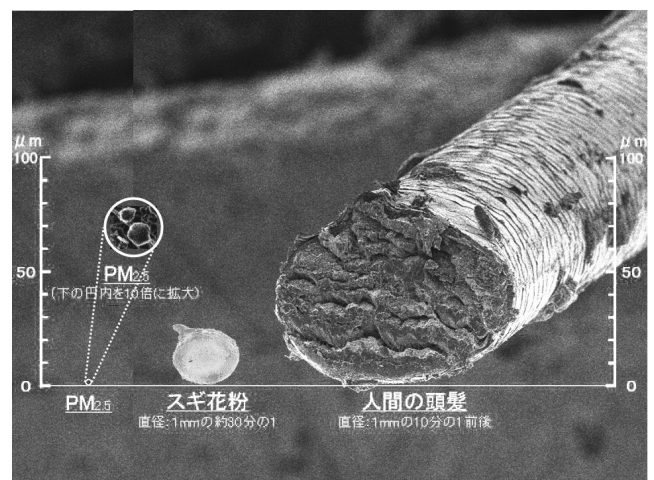
平成20年5月23日、佐久地域に県内初めてのオキシダント注意報が発令されました。この時は関東地方から高濃度オキシダントが流入したことが主な原因でしたが、これに加えて中国大陸からの越境汚染も、濃度上昇の原因のひとつとして考えられています。

大陸からの影響ということでは、北京市で日本の環境基準を遥かに超えた値が観測され、大きな話題になった微小粒子状物質（PM2.5）も同じ状況で、大陸から汚染物質が国内に流入していることが確認されて

います。

光化学オキシダントやPM2.5については、国内向けの対策では不十分であり、今後は国際的な調査・研究・対策が必要になっています。

（大気環境部）



PM2.5の電子顕微鏡写真（東京都環境局HPから）